

三朝町観光商品造成支援事業補助金制度【概要】

目 的	本町の地域資源を活用した「三朝町ならではの」の観光メニューの造成や、三朝温泉宿泊客の滞在促進ツールとなる事業を支援し、本町の観光産業活性化と誘客促進に寄与することを目的とする。
名 称	三朝町観光商品造成支援事業補助金
補助金交付対象者	町民で構成する以下の団体。 (1) 観光振興、農林業振興に関わる団体、協議会等 (2) NPO法人 (3) 地域協議会 ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けている団体 (2) 政治、選挙、宗教又は特定の思想の普及に関わる団体 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団
補助対象事業	観光メニュー造成事業（継続的な観光客誘客または滞在を促進することを目的とした商品造成事業）ただし、単にお土産品販売やグッズ作成を目的とした事業や単発的なイベント開催等を除く。 (1) 三朝町の自然、食、文化、温泉等の地域資源を活用した観光客向けの観光メニューの造成 (2) 二次交通の整備を行い、各観光地を結びつけるようなルートの開発 (3) ニューツーリズム等による観光メニューやルートの開発 (4) その他観光客の誘客に効果があると思われる観光メニュー造成 (5) 上記事業実施に係る情報発信事業 ※1年目の事業申請については、新規事業に限る。
補助対象経費	補助事業を実施するために必要な経費（広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、謝金、旅費、備品購入費）ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 団体の運営に係る経常的な経費 (2) 人件費、団体構成員に対する個人給付的な経費 (3) 食糧費
補助額	上限20万円（補助率：1年目4/5、2年目3/5、3年目2/5） ※同一事業への補助は最大3ヶ年とし、1団体1年度につき1回限り。 ※キラリ補助金活用事業については、事業年数を加味する。 （例：キラリ補助金活用し1年実施の場合、2年目補助率3/5を適用）